

# 協会けんぽ 岩手支部

KYOUKAIKENPO IWATESHIBU

加入者・事業主の皆さまへ  
～ 職場の皆さままで回覧をお願いします～



## 健診は生活習慣病予防健診がおすすめ!

生活習慣病予防健診とは協会けんぽに加入している35歳～74歳までの被保険者が受診できる健康診断です。

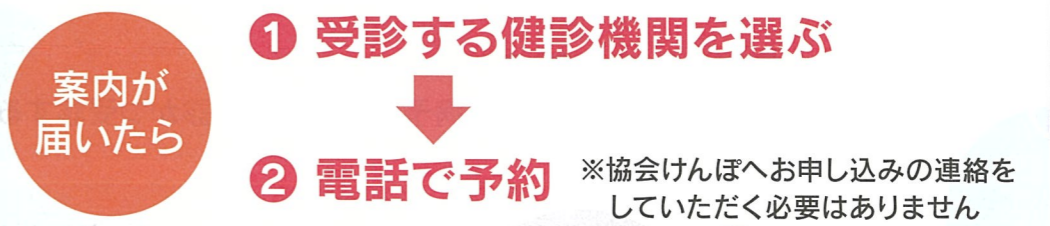
### 〈生活習慣病予防健診と定期健診 比較すると…〉

	生活習慣病予防健診	定期健診
対象者	35歳～74歳の被保険者 (事業所でお勤めの本人)	すべての労働者
負担額	最高5,282円 健診費用が18,865円のところ、協会けんぽが補助をしているためお安く受けられます	約8,000円 ※健診機関によって料金が異なります
項目数	検査項目:31項目 がん検診など検査項目も充実!	検査項目:約22項目



生活習慣病予防健診の案内 (イメージ)

令和5年3月に生活習慣病予防健診の案内を発送しております



●受診できる健診機関がお近くにない場合などはバス(検診車)による健診が便利です!  
集合バス健診は5月から9月にかけて、県内12市町村で実施しますので、ぜひご利用ください!  
集合バス健診のご案内は、事業所様あて4月中旬に送付予定です。(※一部市町村を除く)

### お問い合わせ先

- 生活習慣病予防健診に関するお問い合わせ  
**TEL 019-604-9089**(保健グループ)
- 動画に関するお問い合わせ  
**TEL 019-604-9018**(企画総務グループ)

手続きの仕方などより詳しい説明を動画にて解説!



## 退職する方・扶養から抜ける方の 保険証を速やかに回収・返却してください。

保険証が使えるのは、「退職日」・「就職などで扶養から抜ける日の前日」までです!  
それ以降は保険証を使用できませんので、失効した保険証は速やかにご返却ください。

### 保険証回収の手続き

1 保険証を回収(事業所様にて回収)

2 日本年金機構への届出に添付

被保険者資格喪失届・被扶養者(異動)届

➡届出に保険証を添付する

電子申請をご利用の場合は、到達番号のわかる画面を印刷し、保険証に添付して、日本年金機構にご郵送ください。

- ※1 保険証を添付できない場合は、「被保険者証回収不能届」を添付してください。
- ※2 日本年金機構への届出時に保険証を添付せず、後日、保険証を返却する場合は、協会けんぽ岩手支部まで郵送してください。

■お問い合わせ先 / TEL 019-604-9088 (レセプトグループ)



## 岩手県からのお知らせ

### なくそう! 望まない受動喫煙

令和2年4月に改正健康増進法が全面施行され、事務所、工場等ほぼ全ての場所で原則**屋内禁煙**となっています!

※喫煙場所を設けたい場合や経過措置について知りたい場合は、保健所に相談できます。

- 屋内で喫煙(加熱式たばこを含む)するには、喫煙専用室等の設置及び標識掲示が必要です!(従業員も含め、20歳未満の方は立ち入り禁止になります)  
⇒ 義務違反者には、最大50万円の罰則(過料)が適用されますのでご注意ください!
- この機会に禁煙を考えている方は、かかりつけ医や禁煙外来医療機関へ相談しましょう!

【お問い合わせ先】岩手県保健福祉部健康国保課 TEL 019-629-5468(直通)

### メールマガジン配信中!!

毎月健康に関する情報をタイムリーに配信!

ご登録は「協会けんぽ岩手支部」HPまたは右記の二次元バーコードからお願いいたします!



協会けんぽ 岩手 メルマガ 検索

お問い合わせはこちらまで <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

全国健康保険協会 岩手支部 協会けんぽ  
〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25  
朝日生命盛岡中央通ビル2階  
(代表) 019-604-9009

※このお知らせは保険料納入告知書に同封しているため、協会けんぽに加入されていない事業所様にも送付されています。該当しない事業所様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解をお願いいたします。なお、お問い合わせは協会けんぽ岩手支部までお願いいたします。



## 扶養のご家族様(40歳以上)は家族健診(特定健診)を受けられます!

4月上旬に「家族健診(特定健診)」の受診に必要な案内(受診券等)をお送りしております。

**対象:40歳~74歳のご家族様(被扶養者)**

### 検査項目

- 基本的な健診:問診、身体検査、血圧測定、尿検査、血液検査  
(市町村の健診でも実施可能)
- 詳細な健診:心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査  
※詳細な健診は医師の判断により、一部の方のみの実施となります

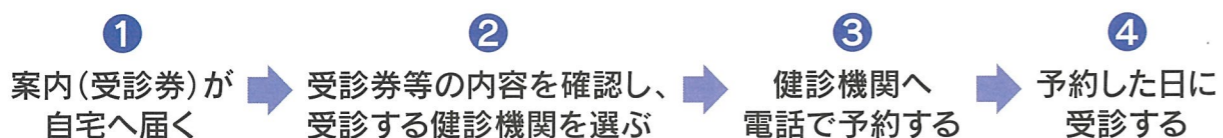


特定健診の案内(イメージ)



家族健診(特定健診)を無料で受けられる健診機関もございます。詳しくは右の二次元コードより岩手支部のホームページをご確認ください。

### 受診までの流れ



事業主様へ

## 定期健康診断結果ご提出のお願い

協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用せず、労働安全衛生法の定期健診を受診する事業所様は健診結果データの提供にご協力ください。

**対象:40~74歳の被保険者**

(令和5年度に協会けんぽの生活習慣病予防健診を未受診かつ受診する予定のない方)

提出いただくもの(提出様式は右の二次元コードよりダウンロードいただけます)

- ①健診機関が協会けんぽとデータ提供の契約を締結している場合
  - ・同意書
- ②健診機関が協会けんぽとデータ提供の契約を締結していない場合
  - ・対象者の健診結果の写し
  - ・健診結果票の写しの提供について(同意確認書)
  - ・質問票(健診結果に問診票の内容の記載がない場合のみ)



詳細はこちら

協会けんぽと契約している健診機関については右の二次元コードよりご確認ください。

■お問い合わせ先/ TEL 019-604-9089 (保健グループ)

## 保険料を抑える? ~ インセンティブ制度とは ~

### ①インセンティブ制度とは



- 協会けんぽ都道府県支部ごとの加入者の皆様の健康に関する取り組みを5つの指標に基づいて評価し、上位15支部にインセンティブ(報奨金)を付与し、翌々年度の保険料率に反映される制度です。

健康に関する取り組み等



健康保険料率へ反映!

### 令和3年度の岩手支部の順位は27位

上位15支部に入ることができれば、インセンティブ(報奨金)が付与され、健康保険料率が引き下げとなります。引き続き健康づくりや医療費の抑制に向けた取り組みへのご協力をお願いいたします。

### ②何をすればいいの?

#### ① 特定健診等の実施率

岩手支部は  
**14位**

- 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をご利用ください
- ご家族の方は「家族健診(特定健診)」をご利用ください

#### ② 特定保健指導の実施率

岩手支部は  
**32位**

- 健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は「健康サポート(特定保健指導)」(無料)を受けることができますので、ご活用ください
- 健診当日に特定保健指導の初回面談をご利用いただくことも可能です(一定の健診機関のみ)

#### ③ 特定保健指導対象者の減少率

岩手支部は  
**45位**

- 日ごろから健康的な生活を心がけましょう
- 特定保健指導対象者は、保健師等と相談しながら、最後まで継続しましょう

#### ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

岩手支部は  
**17位**

- 受診勧奨のご案内が届いたら、早急に医療機関を受診しましょう

#### ⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合

岩手支部は  
**3位**

- お薬を処方の際に、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、利用しましょう

上記5つの評価指標について、引き続きご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ先/ TEL 019-604-9018 (企画総務グループ)